

平成21年4月1日からの 子育て世代を応援する 制度をご紹介します

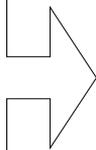


妊婦健康診査の公費負担の回数が増えます!!

4月1日から妊婦健康診査の公費負担回数が**14回**になります。

平成21年3月31日まで

- 第1回目 (妊娠～第19週まで)
- 第2回目 (第20週前後)
- 第3回目 (第24週前後)
- 第4回目 (第30週前後)
- 第5回目 (第36週前後)
- 2 - 回目 (第24週～35週まで)
- 2 - 回目 (第36週以降)



平成21年4月1日から

- 第1回目 (妊娠～第13週まで)
- 【基本+血液検査+子宮頸部がん検査】
- 第1回目の妊婦健康診査に併せて20歳以上の希望者に無料で子宮頸部がん検診を実施します。
- 第2回目～第14回目 (第14週～)
- 【基本】
- * 必要に応じて、追加される検査については、自己負担となります。



県外での里帰り出産や助産所で出産をされる方は、
出産後に健康診査の費用を一部助成します。

手続きに必要なもの

- 妊婦健康診査受診票 (未使用) 妊婦健康診査領収書 母子手帳
- 印鑑 金融機関口座 (ただし、郵便局の口座は振込みできません。)

* 平成21年3月31日までに交付された受診票は4月1日以降使用できません。



問い合わせ先 | 福祉保健課 | ☎73-1333



中学生のバス通学費用をサポートします!!

4月よりバス通学費用が1日約100円の負担となります。

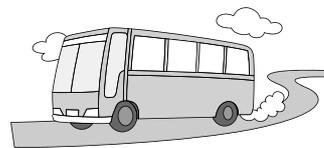
【対象者】通学距離が2km以上の中学校生徒のうちバス通学者

【助成内容】通学用バス定期を購入する費用の一定額以上

【助成額】月額3,000円を超えるバス定期代

(1世帯に対象者が2人以上の場合は、2人目以降月額1,500円を超える額)

対象となられる方は、申請が必要となります。



「乗って使って」公共交通機関を維持しましょう!

現在、自家用車の普及により、町営バス、日交バス、JR等の公共交通機関の利用が、年々減少しています。このまま利用者の減少が続くと、気付けば『利用できる公共交通機関がなくなっている』なんてことに、なりかねません。

飲み会の日、少し早く起きた日、講座に参加する日など、1ヶ月に1回、2回でも公共交通機関を利用してみませんか。学生の皆さんは、公共交通機関を利用した通学をして、お家の方が送迎に使っていた時間を他に使えるよう、時間のプレゼントをしてみませんか。

これからの合言葉は、「乗って使って維持」です。みんなで利用して、公共交通機関を維持していきましょう。

問い合わせ先

(バス通学費用助成について) 教育委員会
(町営バスについて) 自立推進課

☎73-1301
☎73-1412